

( 別添 2 )

申 請

平成24年7月24日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

茨城県知事  
橋 本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年7月5日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。  
水戸市において産出された茶(二番茶以降)
- 2 解除を申請する理由  
別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

水戸市で産出される二番茶以降の茶

### 2 現在までの検査結果

	品 目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
水 戸 市	二番茶(飲用茶)	笠 原	H24 7/17	0.8
		河和田		3.6
		内 原		5.4

(※)

検査地点の選定方法

水戸市は、関東平野の北東端に位置している県庁所在地であり、市の北側には那珂川が流れている。生産される園芸品目は多品目にわたる。

茶は、販売用で1戸(20a)と、自家用での栽培がある。自家用での栽培は主に旧内原町に多い。

今回の圃場は、販売用生産者の1地点(内原地区(地図①))と、文部科学省及び県による航空機モニタリング結果を参考に地域的な広がり等を考慮し、河和田地区(地図②)、笠原地区(地図③)を選定した。

なお、水戸市において、平成23年度はモニタリング検査を実施していない。

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、水戸市内3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

### 4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である水戸市の販売用は、農業専修学校での生産であり、教育の一環として茶摘み等を実施すると共に、摘み取られた茶葉は自己の加工場で加工し、学校で運営している直売所で販売している。その他は自家用茶である。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分するとともに、24年産にむけては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りや中切り等を実施した。

また、水戸市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実

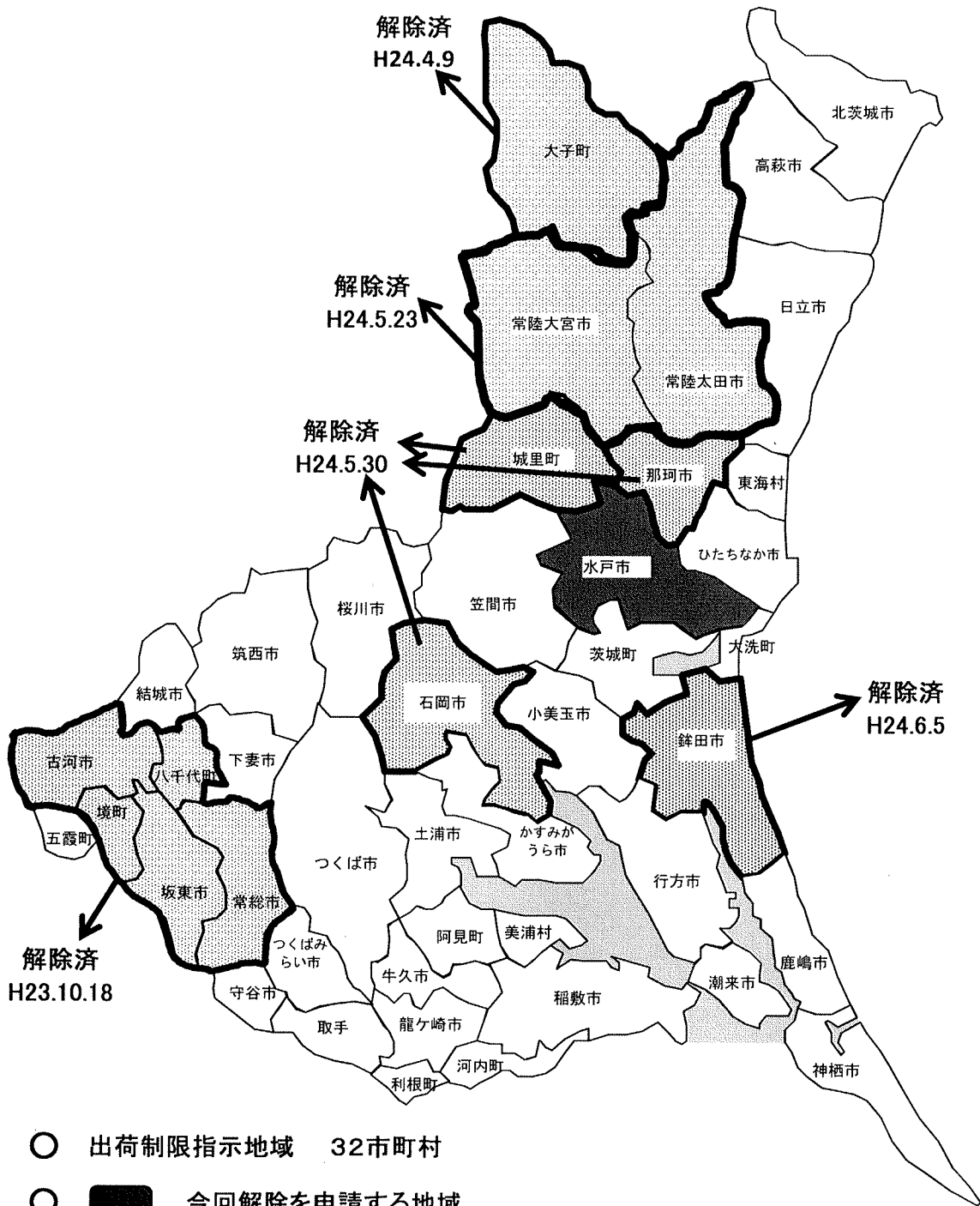
施する。

また、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町他の12市町及び今回解除申請する水戸市の計13市町を除く茨城県下31市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

さらに、当該市町村から生産された荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

- 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応  
基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

# 茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況



- 出荷制限指示地域 32市町村
- ● 今回解除を申請する地域

市町村名	(ha, 戸)	
	栽培面積	農家戸数
水戸市	9	2
合計	9	2

栽培面積 : H18農林水産統計年報より  
 農家戸数 : 2010農林業センサスより

